別添1

## イレギュラーなケースへの対応の整理について

### ケース1:マイナンバーカードまたは被保険者証等を不持参だった場合

○ 患者側に責任があることで資格確認ができないケースについては、現行の被保険者証等不持参又は無効な 被保険者証等を提示された場合と同様の対応と想定。

ケース	支払等に向けた手続き
<u>マイナンバーカードを患者が忘れた</u> 場合 (被保険者証等も持っていない場合)	<ul> <li><u>0 現行の被保険者証等を忘れた場合の対応と同じ</u></li> <li>※ 一時的に患者が10割分を医療機関等に支払い、後日、資格情報を医療機関等で確認した上で自己負担割合に応じた額(7割分等)を患者に返す。</li> </ul>

○ <u>オンライン資格確認に対応していない医療機関等に、患者が被保険者証等を持たずにマイナンバーカードのみ</u> <u>を持参した場合、当該医療機関等では、オンライン資格確認を用いて加入している保険者等名称や被保険者等</u> 番号を確認することができないため、基本的には上記の被保険者証等忘れと同様の対応とする。

#### ケース2:顔認証付きカードリーダーが故障等した場合

○ 顔認証付きカードリーダーの故障等により、マイナンバーカードの読み取りができない場合などは、主に、検索による 資格情報の確認を可能とする資格確認(システム障害・大規模災害時)機能を起動する。 (<u>氏名(またはカナ氏名)、生年月日、性別、住所、保険者名により検索</u>し、資格確認を行う。

ケース	支払等に向けた手続き
医療機関等における個別の 顔認証付き <u>カードリーダーの故障</u> 等により、マイナンバーカードの 読取ができない	<ul> <li>○ 予備のカードリーダーを使うか、又は患者に被保険者証等を出してもらい、 資格情報を確認し、負担割合に応じて手続きをする。</li> <li>○ 上記で対応できない場合(初診の患者の場合等):</li> <li>- コールセンターに連絡し、資格確認(システム障害・大規模災害時)機能を起動</li> <li>→ 検索が可能となり、氏名(またはカナ氏名)、生年月日、性別、住所 (部分指定可能)、保険者名により検索し、資格確認を行う。</li> </ul>

- ※ 個人のマイナンバーカードのICチップの破損等は、厳密には患者の責任と整理しうるが、運用においては、マイナンバーカードの読 み取りができない場合として対応する。
- ※ システム障害時の対応として、オンライン資格確認システムにおいては、1つのシステム障害発生時に10分未満で復旧可能な 状態とすることを機能要件としている。

上記の事前対策を超えてシステム利用が実施できず、かつ初診の患者で資格情報を取得することが難しい場合には、 氏名(漢字)や性別、生年月日、住所(マイナンバーカード表面)を控え、医療費の自己負担分(3割分等)を受領する。 後刻、コールセンターに問合せを行い、上記資格確認(システム障害・大規模災害時)機能を利用して資格確認を行う。

#### ケース3:転職等により保険者を異動した直後の場合

○ 転職等により保険者を異動した直後は、異動先の保険者がデータを登録するまでの間、タイムラグが生じる。

この場合、被保険者証等を確認する等の対応を行う(オンライン資格確認上のデータと被保険者証等のデータが異なる場合は、 オンライン資格確認上のデータを優先するというルールの例外)。

※保険者は、極力タイムラグが生じないよう、速やかに加入者情報の修正、登録を行う。

ケース	支払等に向けた手続き
転職等により保険者を異動した 直後に医療機関等を利用	<ul> <li>(マイナンバーカードを持参した場合)</li> <li>○ 医療機関等において資格確認を行うと、「無効」との結果が表示される。</li> <li>○ 医療機関等においては、新保険者発行の被保険者証等を有していないかを確認し、 有している場合には被保険者証等の情報に基づき自己負担分を請求する。</li> <li>有していない場合には、10割を請求する。後日、資格情報を医療機関等で確認した 上で自己負担割合に応じた額(7割分等)を患者に返す(これまでの紙の被保険 者証等を発行するまでのタイムラグと同じ扱い。各保険者において、新規加入者に対し て、データ登録までの必要期間を周知予定)。</li> </ul>
	<ul> <li>(新たな被保険者証等を持参した場合)</li> <li>○ 医療機関等において資格確認を行うと、「該当資格なし」との結果が表示される。</li> <li>この場合、医療機関等においては、提示された被保険者証等の情報に基づき請求を行う。</li> </ul>

#### ケース4:被保険者資格証明書が交付されている市町村国保の被保険者が滞納保険料を 支払った直後の場合

- 被保険者資格証明書が交付されている市町村国保の被保険者が、滞納保険料を支払った場合、保険者が「被保険者証区分」の データを変更登録するまでの間、一定のタイムラグが生じる。
- この場合、被保険者証等を確認する等の対応を行う(オンライン資格確認上のデータと被保険者証等のデータが異なる場合は、オンライン資格確認上のデータを優先するというルールの例外)。

※保険者は、タイムラグが生じないよう、可能な限り速やかに加入者情報の修正、登録を行う。

ケース	支払等に向けた手続き
被保険者資格証明書が交付されて いる被保険者が、保険料の支払い を行った直後に医療機関で受診	<ul> <li>(マイナンバーカードを持参した場合)</li> <li>○ 医療機関等において資格確認を行うと、「被保険者証区分」が「被保険者資格証明書」と表示される。</li> <li>○ 医療機関等においては、保険者発行の被保険者証を有していないかを確認し、有している場合には被保険証の情報(氏名、交付年月日、有効期限等)を確認の上、有効な被保険者証と判断される場合は、自己負担分を請求する。</li> <li>○ 被保険者証を有していない場合、10割を請求する。</li> <li>○ 医療機関等において資格確認を行うと、「該当資格なし」との結果が表示される。</li> </ul>
	この場合、医療機関等においては、提示された被保険証の情報に基づき請求を行う。

#### ケース5:医療機関等のオンライン資格確認端末で表示される「高齢受給者証負担割合」と 「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合

○ 医療機関等のオンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」(後期高齢者医療制度においては「被保険者証負担割合」。以下同じ)と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じる場合は、遡及して世帯の構成に変更が生じた場合などによることから、医療機関等は保険者に確認する。

ケース	支払等に向けた手続き
オンライン資格確認端末において「高齢受給者証負担割合」と 「限度額適用認定証適用区分」の組み合わせに齟齬が生じて いる 【ケース5 – 1】 高齢受給者証負担割合:1割または2割負担 限度額適用認定証適用区分:現役並み 【ケース5 – 2】 高齢受給者証負担割合:3割負担 限度額適用認定証適用区分:一般または低所得	<ul> <li>0現行と同様に、医療機関等の窓口で徴収すべき金額 (一部負担金割合、自己負担限度額)について、保険者 に確認いただく。</li> </ul>

# <sup>別添2</sup>オンライン資格確認の導入が完了したら、運用開始まであと一歩

○ 準備作業が完了したら、医療機関等ポータルサイトにて運用開始日を登録するだけで運用を開始で きます。

- 登録完了後は通常の運用開始となりますので、特段の手続き等は必要ありません。
- ○「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページにこちらからアクセスし、運用開始日を入力してください。
   (医療機関等向けポータルサイトへのログインが必要です)
   <a href="https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/">https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/</a>



補足

